

4. 対象事業者（社団法人など）

No.	質問	回答	備考
1	賃上げはすでに済んでいて、任意団体から一般社団法人に代わる予定があるが、対象となるか。	法人格を有しており、支給対象事業者の要件に当てはまる法人形態等であれば対象となります。 ※運営費補助を県等から受けている場合には対象外になる可能性があります。 ・社名変更を行ったものの旧社名時代のまま雇用契約書を更新していない ・本店がまとめて申請をする際に、雇用契約書に記載の事業者名が支店名になっている 問題ございませんが、社名変更が生じる場合につきましては、必要に応じて、履歴事項全部証明書等の追加の書類提出が必要となる場合があります。	運営費補助を受けていると言われた場合は、詳細をヒアリングして県に確認する
2	NPOは対象となるのか？	基本的には法人格の有する場合は対象、無い場合は対象外となります。	
3	NPOで法人格はあるが、県の補助を受けている。追加の添付書類は必要か。	補助金交付要綱を提出をお願いします。 申請後にさらに追加で書類を求める場合はご連絡いたします。	
4	申請は法人単位、事業所単位、どちらでの申請になるか。	法人番号単位での申請となります。 事業所ごとに法人番号があれば、事業所単位での申請が可能です。	
5	「岩手県が設立した法人」とは具体的にどのような法人となるか。	県出資法人のうち県出資割合が50%以上の法人又は代表者が知事等の法人（申請時点）となります。	
6	「運営費の大半を公的機関から得ている法人等」とは具体的にどのような法人等となるか。	県のほか、国や市町村等から運営費補助を受けている法人等は、公的機関からの支援が重複することから対象外となります。	
7	社会福祉法人には資本金という概念がないため、資本金なしとなる。従業員数が中小企業者の定義を上回る場合であっても、本支援金における中小企業者の定義に該当するものと考えてよいか。（なお、国の補助金等において、資本金のない法人等においては、従業員数のみで判断するものもあるため確認したい。）	本支援金においては、中小企業者の定義を中小企業基本法に定める定義としており、当該定義に基づき判断する限り、資本金なしとなる場合には、（対象外とはできないため、）対象となります。	社会福祉法人など、資本金がない法人形態においては、一定の公益性があることから当該法人制度上資本金を持たないものであることから、それらの事業所における賃上げを支援するためにも、本支援金においては対象として認めることとします。
8	宗教法人（寺）は対象か。厚生労働省から助成金も、補助されている。	宗教団体は対象外となります。	（支給対象事業者の※1、⑤においては、「法人格のない任意団体」のほか、「宗教団体」も対象外として指定しているものです。）
9	本支援金は法人税の課税対象になるか。	所轄の税務署に確認してください。（県税であれば所轄の県税部）	